

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 5 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象
議会事務局

第 2 監査の期間
平成 29 年 4 月 25 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度・28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

なお、松瀬清監査委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定に係わるものについて除斥とした。

- (1) 収入に関すること
 - ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
 - ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

- (2) 支出に関すること
 - ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
 - ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。

- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況

- (4) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度・28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 被服貸与について

防災服等については、平戸市議会議員被服貸与規定により管理されており、第6条による貸与物品原簿が備え付けられている。

しかしながら、離職した際の返納、あるいは返納を要しなかった場合の処理がされていない。また、貸与期間が任期満了までとなっているので、再選された議員については期間延長の処理が必要である。備考欄を活用して標記するなど、検討を要する。

【意見】

1. き章貸与について

平戸市議会議員き章はい用規程第4条では、職を離れたときには、き章を返納することとなっているが、台帳がないため履行されているのか確認することが出来ない状況にある。

返納が義務付けられていることから、所在を明らかにするためにも管理台帳を作成することが望ましい。

第6 むすび

政務活動費の執行については、会派から提出された交付申請から収支報告の審査において、適切に処理がなされ透明性の確保に努められていた。

平成27年度の活動費の交付状況は、7会派20人に2,400,000円が交付されており、うち5会派17人において、調査研究費等に1,887,751円が執行され（交付額に対する執行率78.6%）、残余金152,249円が返還されている。また、2会派3人においては、執行されないまま360,000円（全額）が返還されている。

平成28年度の執行状況は6会派19人に2,280,000円が交付されており、うち、5会派17人において、調査研究費等に1,924,248円が執行され（交付額に対する執行率84.4%）、残余金115,752円が返還されている。1会派2人においては執行されず240,000円（全額）が返還されている。

政務活動費については、「平戸市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に基づき、通常、年度当初の交付申請により一括交付が行われ、その後、各会派において具体的な用途について検討がなされている。

執行にあたっては、目的を記載した政務活動届出書を事前に提出するなど、適正な執行に務めているが、交付後は、全額返還とならぬよう有効に活用することが望ましい。

次に、「平戸市議会政務活動費の交付に関する条例」第8条第2項において、収支報告書等の閲覧は、何人も議長に対し、請求することができるとしているが、その方法、手続きについて施行規則に示されているわけでもない。政務活動費の執行状況を市民が速やかに知ることができるためにもその方法、手続きを定めることが望ましい。

また、会派が作成している政務活動報告書は、活動の成果が十分表れており、ホームページなどで開示することで、さらなる市民の信頼を得ることができると思われる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。